

岩倉市障がい福祉計画（第7期）
及び障がい児福祉計画（第3期）
案

令和5年12月
岩倉市

目 次

第1章 計画策定の趣旨について	1
1 計画策定の趣旨・背景	1
2 障がい者支援に関する近年の国の政策動向について	2
3 計画の位置付け	4
4 計画の期間	7
5 計画の策定体制	7
第2章 障がいのある人を取り巻く状況	8
1 人口の状況	8
2 障がいのある人の状況	10
第3章 成果目標	16
1 令和8年度における成果目標等	16
第4章 障害福祉サービスの見込量と確保策	25
1 訪問系サービス	26
2 日中活動系サービス	29
3 居住系サービス	34
4 相談支援	36
5 自立支援医療	38
6 補装具の購入費・修理費の一部給付	39
第5章 地域生活支援事業の見込量と確保策	40
1 必須事業	40
2 任意事業	48
第6章 障がい児に対するサービスの見込量と確保策	50
1 障害児通所支援	51
2 障害児相談支援	53
3 子ども・子育て支援	54

第7章 計画の推進.....	55
1 地域共生社会をめざして	55
2 計画の推進体制.....	56
3 計画の進行管理.....	57



計画策定の趣旨について

|| 1 計画策定の趣旨・背景

昨今の少子高齢化や核家族化、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化が進む中で、複雑化・多様化する障がい福祉サービスのニーズへの対応が重要課題となっています。また、障がいのある全ての人が、安心して生活できるよう、地域で支え合うまちづくりが求められています。さらに、「障害者基本法」の理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく社会参画と意思決定を行い、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながらともに支え合う共生社会の実現が求められています。

令和3年（2021年）5月に障害者差別解消法施行後3年の見直しの検討が行われ、合理的配慮の不提供の禁止について民間事業者の努力義務が法的義務に変更されました。このように、国の方針としては、障害者基本法の理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいのある人もない人も互いに人格と個性を尊重し合い、共に支え合いながら暮らすことができるまちづくりをめざすことが示されています。

また、令和2年（2020年）3月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は市民生活に様々な影響を及ぼしており、特に、障がいのある人を含め脆弱な立場に置かれている人々は大きな影響を受け、感染拡大防止措置の影響による地域の交流・見守りの場、相談支援を受ける機会の喪失等によって、社会に内在していた孤独・孤立の問題も顕在化・深刻化しています。

岩倉市（以下「本市」）では、「障がい福祉計画」の策定を通じて、障がい福祉サービスの充実を図り、令和3年度に「岩倉市障がい福祉計画（第6期）及び障がい児福祉計画（第2期）」を策定し、各種の施策に取り組んでまいりました。計画期間が令和5年度をもって終了することから、次期計画である「岩倉市障がい福祉計画（第7期）及び障がい児福祉計画（第3期）」を策定し、本市における障がい者福祉施策を推進していきます。

2 障がい者支援に関する近年の国の政策動向について

厚生労働省及びこども家庭庁は、直近の障がい保健福祉施策の動向等を踏まえ、市町村及び都道府県が第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画を作成するに当たって即すべき事項を定めるため、令和5年5月19日に「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）の改正を行いました。

【基本指針改正の主な事項】

- ①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
 - ・重度障がい者等への支援など、地域のニーズへの対応
 - ・強度行動障がいのある人等への支援体制の充実
 - ・地域生活支援拠点等の整備の努力義務化
 - ・地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備推進
 - ・グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実
- ②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ・精神障がいのある人の相談支援業務に関して市町村における実施体制を整える重要性及び当該業務を通じた日頃からの都道府県と市町村の連携の必要性
- ③福祉施設から一般就労への移行等
 - ・一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標の設定
 - ・就労選択支援の創設への対応について成果目標に設定
 - ・一般就労中の就労系障がい福祉サービスの一時的な利用に係る法改正への対応
 - ・地域における障がいのある人の就労支援に関する状況の把握や、関係機関との共有及び連携した取組
- ④障がい児のサービス提供体制の計画的な構築
 - ・市町村における重層的な障がい児支援体制の整備や、それに対する都道府県における広域的見地からの支援
 - ・地域におけるインクルージョンの推進
 - ・地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築について成果目標に設定
 - ・障がい児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進について成果目標に設定
- ⑤発達障がい者等支援の一層の充実
 - ・市町村におけるペアレントトレーニングなど家族に対する支援体制の充実
 - ・市町村におけるペアレントトレーニング等のプログラム実施者養成の推進
 - ・強度行動障がいやひきこもり等の困難事例に対する助言等を推進

⑥地域における相談支援体制の充実・強化

- ・基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の推進

- ・地域づくりに向けた協議会の活性化

⑦障がいのある人等に対する虐待の防止

- ・障がい福祉サービス事業所等における虐待防止委員会や職員研修、担当者の配置の徹底、市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携の推進

⑧地域共生社会の実現に向けた取組

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業実施計画との連携並びに市町村による包括的な支援体制の構築の推進

⑨障がい福祉サービスの質の確保

- ・障がい福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討を踏まえた記載の充実
- ・都道府県による相談支援専門員等の養成並びに相談支援専門員及びサービス管理責任者等の意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施

⑩障がい福祉人材の確保・定着

- ・I C Tの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい（児）福祉計画の策定

- ・障がい福祉D Bの活用等による計画策定の推進
- ・市町村内により細かな地域単位や重度障がい者等のニーズ把握の推進

⑫障がいのある人による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・障がい福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重

- ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

⑭その他：地方分権提案に対する対応

- ・計画期間の柔軟化

- ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

||3 計画の位置付け

(1) 計画の性格

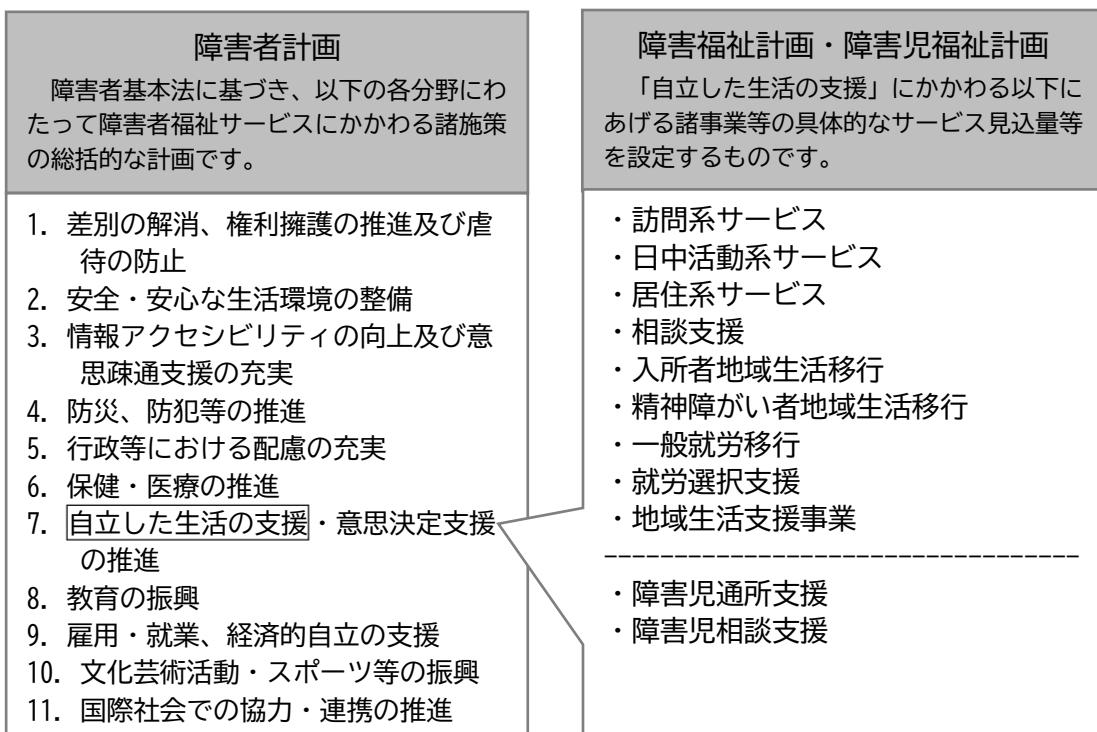
「岩倉市障がい福祉計画及び障がい児福祉計画」は、障がい者福祉施策を円滑に実施するために、障がい者（児）福祉の方向性をふまえたサービス量等の目標設定を行い、その確保をするための方策を定める計画となります。

(2) 根拠法令

障害者基本法による「障害者計画」は、障がい福祉施策等の基本理念や基本的事項を規定したものであるのに対し、障害者総合支援法による「障害福祉計画」と児童福祉法による「障害児福祉計画」は、生活支援にかかる各種福祉サービスの障がい種別共通の給付等の事項を規定したものです。

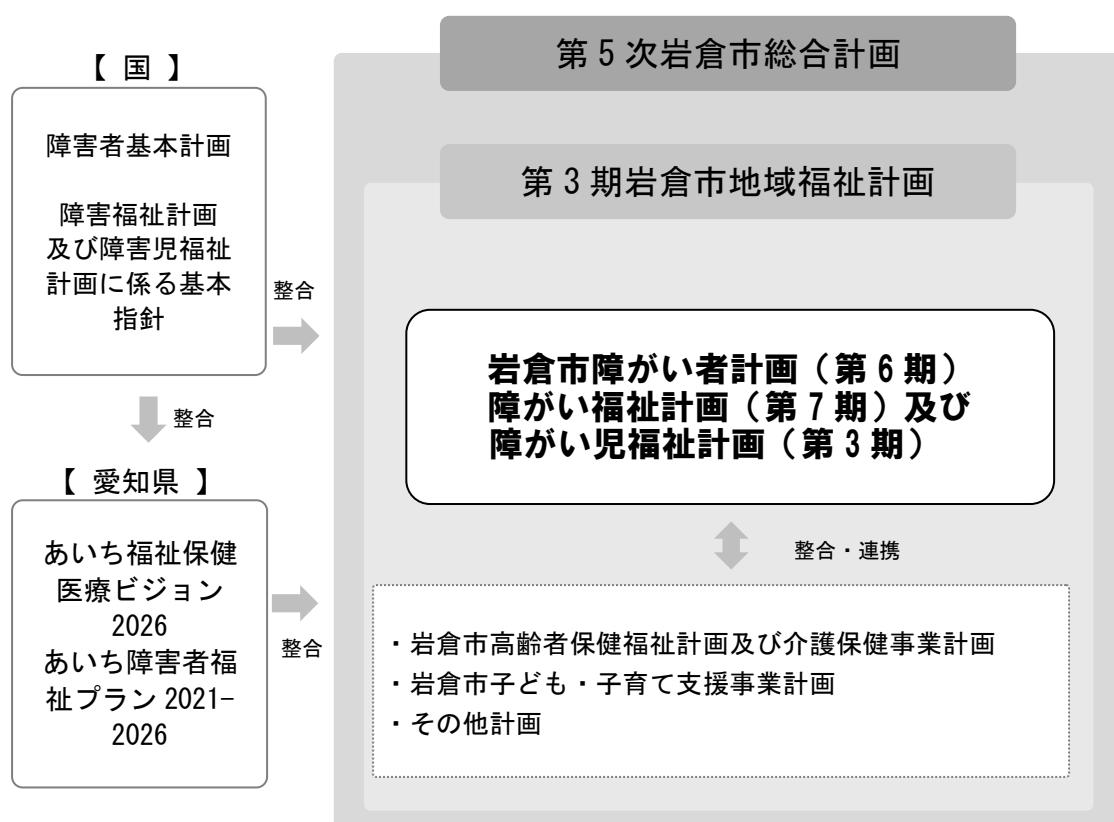
	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
内容	障害者施策の基本方針について定める計画	障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画	障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画
根拠法	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
国	(第5次) 障害者基本計画 (令和5(2023)年度 ～令和9(2024)年度)	障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針 (都道府県・市町村が参照すべき基準を示す)	
県	あいち障害者福祉プラン 2021-2026		
岩倉市	岩倉市障がい者計画（第6期） 障がい福祉計画（第7期）及び障がい児福祉計画（第3期）		

【「障害者計画」と「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」の関係と施策体系】



(3) 関連計画

岩倉市障がい者計画（第6期）並びに岩倉市障がい福祉計画（第7期）及び障がい児福祉計画（第3期）は、市の最上位計画である「第5次岩倉市総合計画」における福祉部門上位計画である「第3期岩倉市地域福祉計画」の障がい者福祉部門計画として位置付けられます。これらの計画では、本市が策定した「岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保健事業計画」、「岩倉市子ども・子育て支援事業計画」等の各種関連計画との整合・連携を図るとともに、国及び県が策定した上位計画・関連計画も踏まえつつ、本市における障がい者施策を総合的かつ計画的に推進していきます。



||4 計画の期間

今回策定する「岩倉市障がい者計画（第6期）」は、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間を計画の期間とします。「岩倉市障がい福祉計画（第7期）及び障がい児福祉計画（第3期）」は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間を計画の期間とします。

区分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
福祉 計画 障がい				第6期	第7期				次期計画
福祉 計画 障がい 児				第2期	第3期				次期計画
障 が い 者 計 画				第5期	第6期				

||5 計画の策定体制

(1) 計画策定の体制

障がい福祉に関する団体・障がい福祉サービス事業者・関係機関の代表者、及び学識経験者等で組織する「岩倉市障害者計画推進委員会」及び「岩倉市地域自立支援協議会」において有益な意見を取り入れながら審議し、計画を策定しました。

(2) 計画策定への市民参加

本計画の策定にあたって、障がい者等のニーズや生活状況等を把握するため、障害者手帳所持者及びそのご家族へのアンケート調査や、パブリックコメントを実施しました。

障がいのある人を取り巻く状況

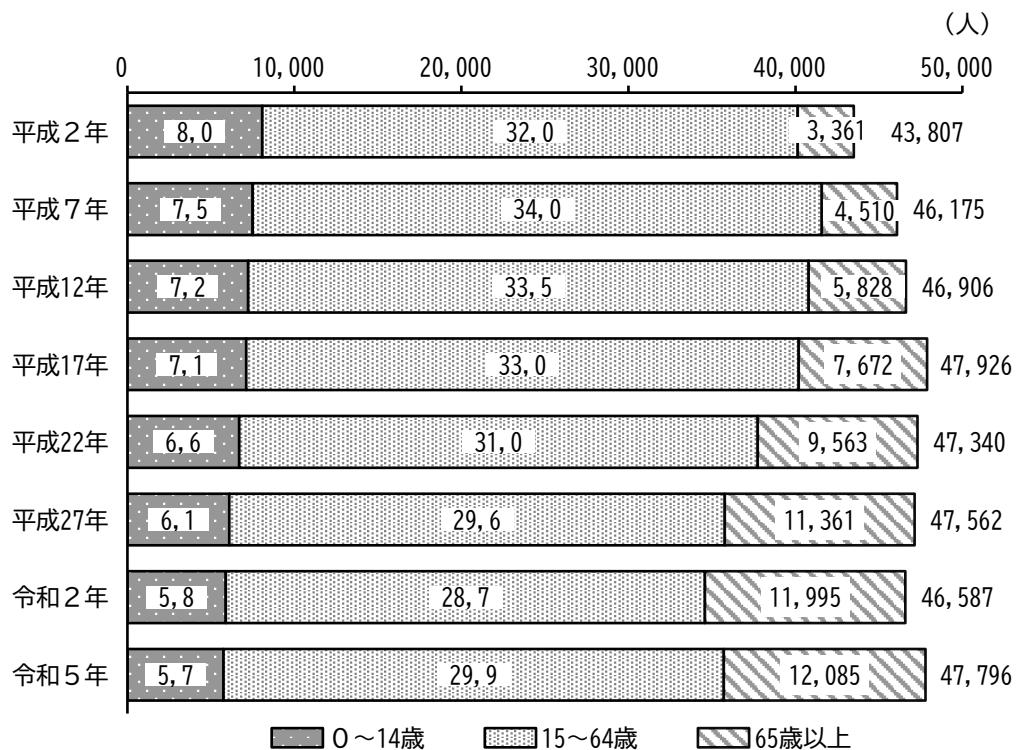
1 人口の状況

(1) 人口の推移

平成2年から令和5年までの総人口の推移をみると、平成17年までは右肩上がりに増加していましたが、それ以降は増減を繰り返して推移し、令和5年10月1日現在で、岩倉市の総人口は47,796人となっています。

年齢区分別にみると、平成2年から令和5年まで、年少人口（0～14歳）は減少し続け、生産年齢人口（15～64歳）も概ね減少傾向にあるのに対し、高齢者人口（65歳以上）は一貫して増加しており、平成2年から令和2年までの30年間に8,634人増加し、3.6倍となっています。

図表II－1 人口の推移



注：平成2～令和2年の総人口には年齢不詳が含まれます。

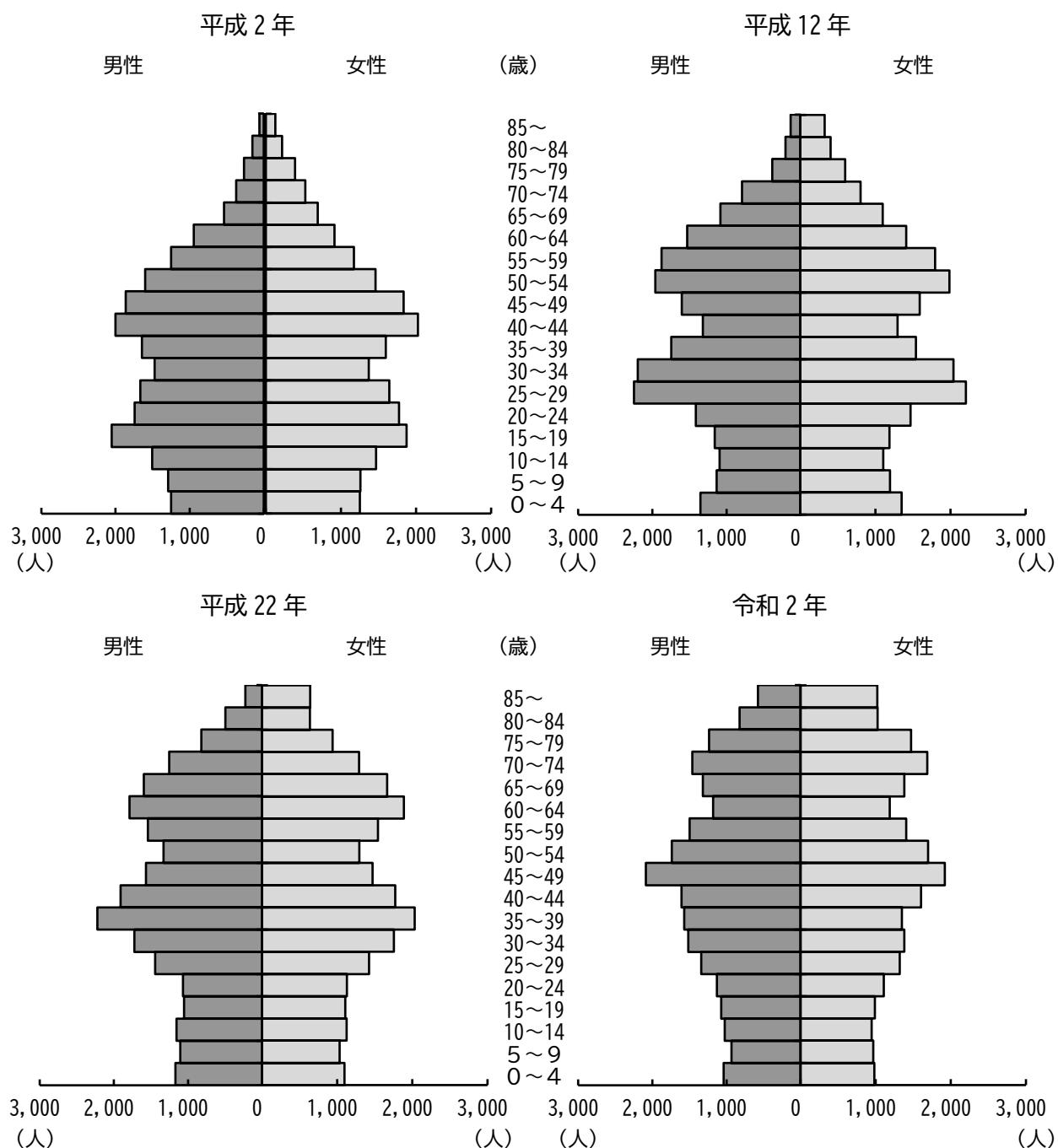
資料：国勢調査（令和2年まで）、住民基本台帳（令和5年10月1日）

(2) 人口ピラミッド

図表II-2は、平成2年～令和2年の岩倉市の男女別5歳年齢階級別人口（人口ピラミッド）の推移を10年ごとにみたものです。

団塊世代及びその子ども世代を含む年齢層の膨らみが上部に移動するとともに少子高齢化の進展により、底部に対し頭部が大きな不安定な形状に変わってきています。

図表II-2 人口ピラミッド



資料：国勢調査

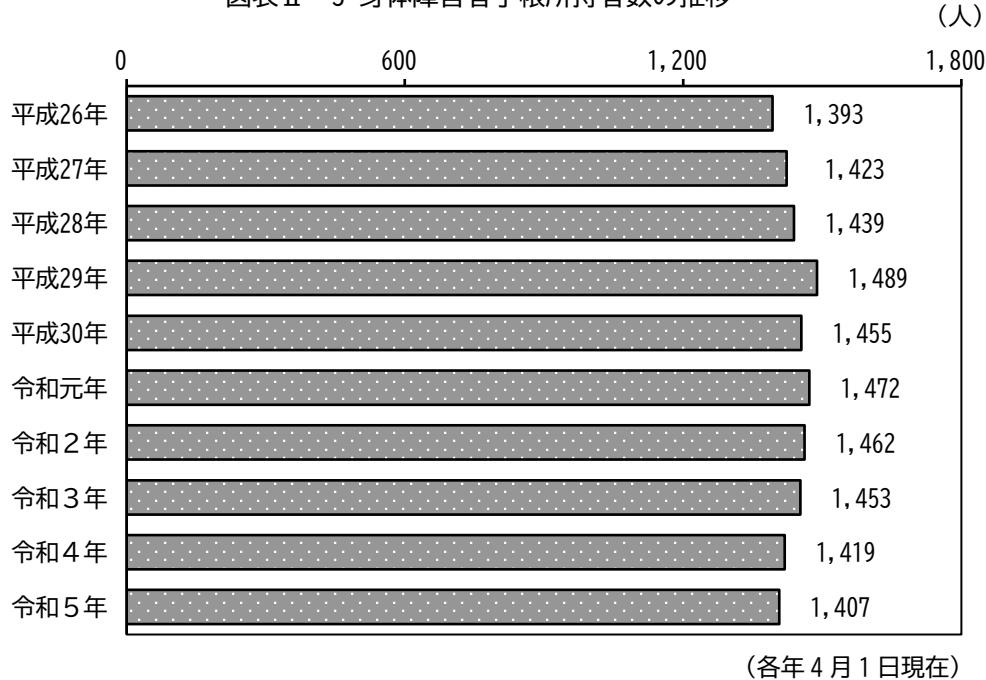
II 2 障がいのある人の状況

(1) 身体障がいのある人（身体障害者手帳所持者）

令和5年4月1日現在、本市の身体障害者手帳所持者は1,407人です。平成30年以降、概ね減少傾向となっています（図表II-3）。

身体障がいの種類別にみると、平成30年から令和5年にかけて、肢体不自由が約50%と最も多くなっています。内部障がいも、約30～40%と多くを占めており、毎年増加傾向にあります（図表II-4）。

図表II-3 身体障害者手帳所持者数の推移



（各年4月1日現在）

図表II-4 身体障がいの種類別に見た身体障害者手帳所持者数の推移

単位：上段：人、下段：%

区分	視覚障がい	聴覚障がい	言語障がい	肢体不自由	内部障がい	合計
平成30年	76	112	12	768	487	1,455
	5.2	7.7	0.8	52.8	33.5	100.0
令和元年	73	107	11	770	511	1,472
	5.0	7.3	0.7	52.3	34.7	100.0
令和2年	74	112	15	739	522	1,462
	5.1	7.7	1.0	50.5	35.7	100.0
令和3年	75	108	16	712	542	1,453
	5.2	7.4	1.1	49.0	37.3	100.0
令和4年	64	105	18	687	545	1,419
	4.5	7.4	1.3	48.4	38.4	100.0
令和5年	61	106	18	680	542	1,407
	4.3	7.5	1.3	48.3	38.5	100.0

（各年4月1日現在）

障がい等級別にみると、令和5年4月1日現在の1・2級で重度は557人(39.6%)、3～6級の中軽度が850人(60.4%)となっています。身体障がいの種類別にみると、視覚障がい及び内部障がいは1・2級が比較的多く、その他の障がいは3～6級が多くなっています(図表II-5)。

障がい等級別に推移をみると、1・2級が40%前後、3～6級が60%前後で推移しています(図表II-6)。

年齢別にみると、18歳以上が98.4%を占めています(図表II-7)。

図表II-5 障がい等級別・種類別身体障害者手帳所持者数

単位：上段：人、下段：%

区分	視覚障がい	聴覚障がい	言語障がい	肢体不自由	内部障がい	合計
1・2級	40	30	1	242	244	557
	7.2	5.4	0.2	43.4	43.8	100.0
3～6級	21	76	17	438	298	850
	2.5	8.9	2.0	51.5	35.1	100.0
合計	61	106	18	680	542	1,407
	4.3	7.5	1.3	48.3	38.5	100.0

(令和5年4月1日現在)

図表II-6 障がい等級別身体障害者手帳所持者数の推移

単位：上段：人、下段：%

区分	1・2級	3～6級	合計
平成30年	578	877	1,455
	39.7	60.3	100.0
令和元年	589	883	1,472
	40.0	60.0	100.0
令和2年	589	873	1,462
	40.3	59.7	100.0
令和3年	590	863	1,453
	40.6	59.4	100.0
令和4年	568	851	1,419
	40.0	60.0	100.0
令和5年	557	850	1,407
	40.0	60.0	100.0

(各年4月1日現在)

図表II-7 年齢別身体障害者手帳所持者数

単位：上段：人、下段：%

区分	18歳未満	18歳以上	合計
人数	22	1,385	1,407
率	1.6	98.4	100

(令和5年4月1日現在)

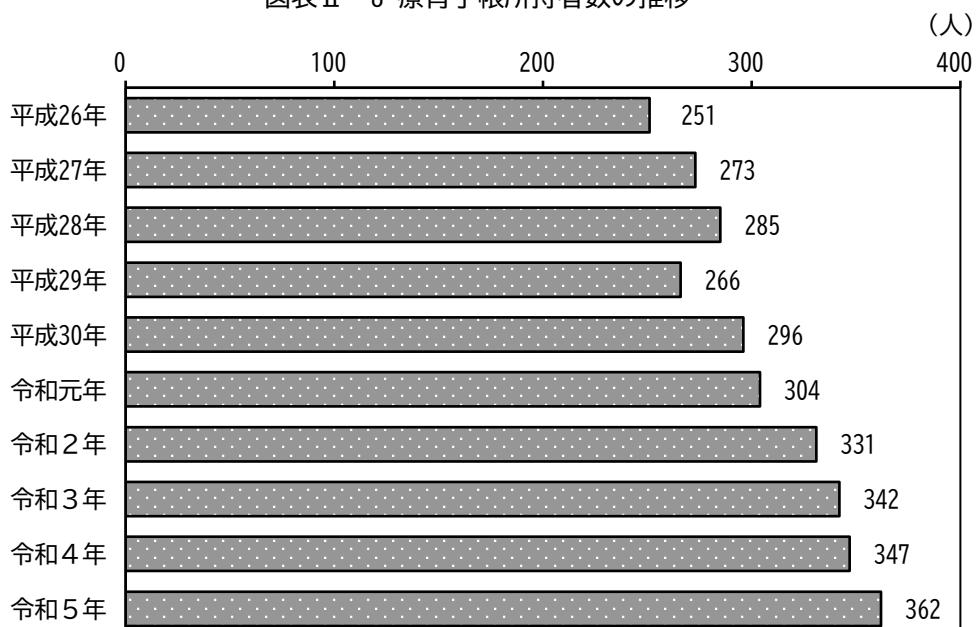
(2) 知的障がいのある人（療育手帳所持者）

令和5年4月1日現在、本市の療育手帳所持者は362人となっています。療育手帳所持者数の推移をみると、平成29年には減少に転じていますが、それ以降は再び増加し続けています（図表II-8）。

障がいの程度別にみると、重度（A判定）は令和2年まで30%台後半で推移していましたが、近年は30%台前半まで減少しています。中度（B判定）は20%台前半で推移しており、減少傾向にあります。軽度（C判定）は、令和元年まで30%台後半で推移していましたが、近年は40%台前半まで増加しています（図表II-9）。

年齢別にみると、18歳未満が36.7%、18歳以上が63.3%です（図表II-10）。

図表II-8 療育手帳所持者数の推移



（各年4月1日現在）

図表II-9 障がいの程度別に見た療育手帳所持者数の推移

単位：上段：人、下段：%

区分	重度（A判定）	中度（B判定）	軽度（C判定）	合計
平成30年	115	71	110	296
	38.9	24.0	37.2	100.0
令和元年	118	72	114	304
	38.8	23.7	37.5	100.0
令和2年	122	73	136	331
	36.9	22.1	41.1	100.0
令和3年	118	77	147	342
	34.5	22.5	43.0	100.0
令和4年	120	76	151	347
	34.6	21.9	43.5	100.0
令和5年	122	82	158	362
	33.7	22.7	43.6	100.0

(各年4月1日現在)

図表II-10 年齢別・障がいの程度別療育手帳所持者数

単位：上段：人、下段：%

区分	18歳未満	18歳以上	合計
重度（A判定）	25	97	122
	20.5	79.5	100.0
中度（B判定）	22	60	82
	26.8	73.2	100.0
軽度（C判定）	86	72	158
	54.4	45.6	100.0
合計	133	229	362
	36.7	63.3	100.0

(令和5年4月1日現在)

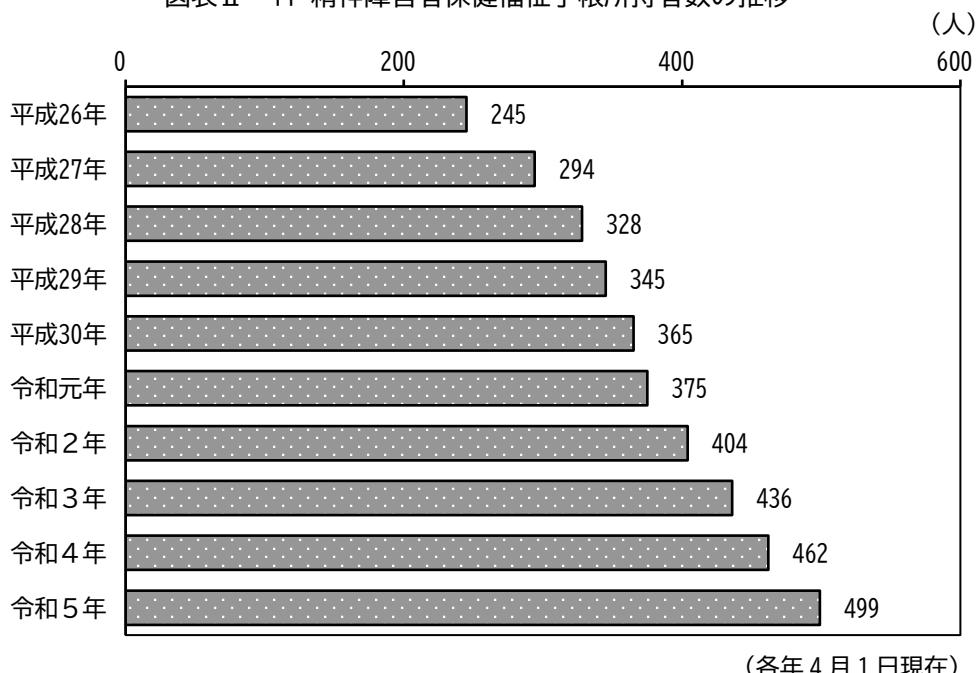
(3) 精神障がいのある人（精神障害者保健福祉手帳所持者等）

令和5年4月1日現在、本市の精神保健福祉手帳所持者は499人となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、年々増加を続けています（図表II-11）。

等級別にみると、2級が約60%を占めています（図表II-12）。

年齢別にみると、18歳以上が97.2%を占めています（図表II-13）。

図表II-11 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



（各年4月1日現在）

図表Ⅱ－12 障害等級別にみた精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

単位：上段：人、下段：%

区分	1級	2級	3級	合計
平成30年	38	241	86	365
	10.4	66.0	23.6	100.0
令和元年	47	250	78	375
	12.5	66.7	20.8	100.0
令和2年	55	262	87	404
	13.6	64.9	21.5	100.0
令和3年	58	274	104	436
	13.3	62.8	23.9	100.0
令和4年	68	292	102	462
	14.7	63.2	22.1	100.0
令和5年	81	312	106	499
	16.2	62.5	21.2	100.0

(各年4月1日現在)

注：端数処理のため、割合の和は必ずしも100%にならない。

図表Ⅱ－13 年齢別・障害等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数

単位：上段：人、下段：%

区分	18歳未満	18歳以上	合計
1級	0	81	81
	0.0	100.0	100.0
2級	9	303	312
	2.9	97.1	100.0
3級	5	101	106
	4.7	95.3	100.0
合計	14	485	499
	2.8	97.2	100.0

(令和5年4月1日現在)

1 令和8年度における成果目標等

「市町村障害福祉計画」並びに「市町村障害児福祉計画」では、国の基本指針に即して定めるものとされており、国の指針では、次の各事項において成果目標等を設定するよう示されています。本計画においては、岩倉市及び圏域の状況、県の計画等を勘案し、下記のとおり成果目標及び活動指標を設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

障がいのある人の地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障がいのある人が、グループホームや一般住宅等に移行し、地域生活を送ることができるようになることを目指し、成果目標を設定しました。

■国が示す基本的な考え方

- 令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- 令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。

■岩倉市の目標値

項目	数値	備考
【基準値】 令和4年度末の施設入所者数（A）	15人	
【目標値】 令和8年度末の地域生活移行者数（B）	1人	入所施設からのグループホーム等への移行見込者数
	6.7%	移行割合（B／A）
【目標値】 令和8年度末施設入所者削減数（C）	1人	
	6.7%	削減割合（C／A）

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療（精神科医療・一般医療）、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指し、協議を実施します。

■国が示す基本的な考え方

○精神障がいにも対応した地域包括支援システムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組み、精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進するため、市町村には、精神障がいに対する重層的な連携による支援体制についての活動指標を設定することを求めている。

■岩倉市の目標設定

項目	計画値		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムに関する協議の場	1か所	1か所	1か所
開催回数	1回	1回	1回
関係者の参加数	23人	23人	23人
保健・医療	2人	2人	2人
福祉・介護	13人	13人	13人
教育・就労	5人	5人	5人
当事者・家族	3人	3人	3人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	3人	3人	3人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	2回	2回	2回
精神障がい者の地域移行支援利用者数	1人	1人	1人
精神障がい者の地域定着支援利用者数	1人	1人	1人
精神障がい者の共同生活援助利用者数	9人	11人	13人
精神障がい者の自立生活援助利用者数	1人	1人	1人
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）利用者数【新設】	5人	7人	9人

(3) 地域生活支援の充実

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がいのある人が地域で安心して暮らしていくよう、障がいのある人の地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実させるための目標を設定します。

■国が示す基本的な考え方

- 令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のためコーディネーターを配置する等により効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- 令和8年度末までに強度行動障害を有する者に関して、支援ニーズを把握し支援体制の整備を進めることを基本とする。【新設】

■岩倉市の目標設定

項目	目標
地域生活支援拠点等の機能の充実	
コーディネーターの配置等による効果的な支援体制の構築【新設】	構築済
緊急時の連絡体制の構築【新設】	構築済
支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討	年1回以上の検証及び検討
強度行動障害への支援体制整備【新設】	令和8年度末までに整備

項目	計画値		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
コーディネーターの配置人数【新設】	1人	1人	1人
地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数	1回	1回	1回

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業所等を通じて、一般就労に移行する人数の数値目標を設定します。また、一般就労への定着を図るため、就労定着支援事業の利用者及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定しました。

■国が示す基本的な考え方

- 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者は、令和3年度の一般就労への移行実績の1. 28倍以上とすることを基本とする。
 - ・ 就労移行支援事業利用者の一般就労への移行者数は、令和3年度移行実績の1. 31倍以上とする。
 - ・ 就労継続支援A型事業利用者の一般就労への移行者数は、令和3年度移行実績の1. 29倍以上とする。
 - ・ 就労継続支援B型事業利用者の一般就労への移行者数は、令和3年度移行実績の1. 28倍以上とする。就労移行支援事業所のうち 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労
 - 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合を5割以上とすることを基本とする。【新設】
 - 就労定着支援事業の利用者数は、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1. 41倍以上とすることを基本とする。
 - 就労定着支援事業の就労定着率については、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率（※）が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを基本とする。
- ※過去6年間に就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78ヶ月未満の期間継続して就労しているもの又は就労していた者の占める割合

■岩倉市の目標設定

項 目	数 値
【基準値】 令和 3 年度の福祉施設から一般就労への移行者数	6 人
うち就労移行支援事業の利用者数	5 人
うち就労継続支援 A 型事業の利用者数	0 人
うち就労継続支援 B 型事業の利用者数	0 人
【基準値】 令和 3 年度の就労定着支援事業の利用者数	4 人
【目標値】 令和 8 年度中の一般就労移行者数	10 人
うち就労移行支援事業の利用者数	7 人
うち就労継続支援 A 型事業の利用者数	2 人
うち就労継続支援 B 型事業の利用者数	1 人
【目標値】 令和 8 年度の就労定着支援事業の利用者数	6 人
【目標値】 令和 8 年度において、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の就労支援移行事業所の割合【新設】	50%
【目標値】 令和 8 年度において、 就労定着支援事業所のうち就労定着率 7 割以上の事業所 の割合	25%

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児のライフステージに沿って、切れ目のない支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援を提供する体制の構築を目指します。

■国が示す基本的な考え方

- 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
- 令和8年度末までに、全ての市町村において、児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
【新設】
- 令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
- 令和8年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

■岩倉市の目標設定

項目	目標		
児童発達支援センター設置	令和8年度末時点の設置数 1か所		
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築【新設】	令和8年度末までに体制を構築		
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	令和8年度末時点の事業所の数 1か所		
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	令和8年度末時点の事業所の数 1か所		
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	令和8年度末までに体制を構築		
項目	計画値		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数	5人	6人	7人

(6) 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化等の推進のため、総合的・専門的な相談支援及び地域の相談支援体制の充実・強化を目指し、活動指標を設定しました。

■国が示す基本的な考え方

- 令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。
- 協議会においては、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等に取り組むとともに、これらの取組を行うために必要な体制を確保することを基本とする。【新設】

■岩倉市の目標設定

項目	計画値		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化			
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	100件	100件	100件
地域の相談支援事業者的人材育成の支援件数	5件	5件	5件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	12回	12回	12回
個別事例の支援内容の検証の実施回数【新設】	12回	12回	12回
主任相談支援専門員の配置数【新設】	1人	1人	1人
地域自立支援協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善【新設】			
地域自立支援協議会における相談支援事業所の参加による事例検討【新設】	実施回数 12回	12回	12回
参加事業者・機関数	6機関	6機関	6機関
地域自立支援協議会の専門部会の設置【新設】	設置数 3部会	3部会	3部会
	実施回数 24回	24回	24回

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等の多様化とともに、多くのサービス事業者が参入する中、より一層事業者が利用者に対して、真に必要とするサービスを適切に提供することができるよう、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築します。

■国が示す基本的な考え方

○令和8年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るために取組みに係る体制を構築することを基本とする。

■岩倉市の目標設定

項目	計画値		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数	1人	1人	1人

(8) 発達障がい者等に対する支援

発達障がい者等の早期発見・早期支援には、発達障がい者等及び家族等への支援として、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身に付け、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がい者等及びその家族等に対する支援体制を確保するための取組を実施します。

■国が示す基本的な考え方

○発達障害者等が可能な限り身近な場所において必要な支援が受けられるよう、都道府県及び指定都市は、地域の実情を踏まえつつ、発達障害者支援センターの複数設置や発達障害者地域支援マネジャーの配置等を適切に進めることが重要である。市町村には、発達障害者等の支援についての活動指標を設定して取り組むことを求めている。

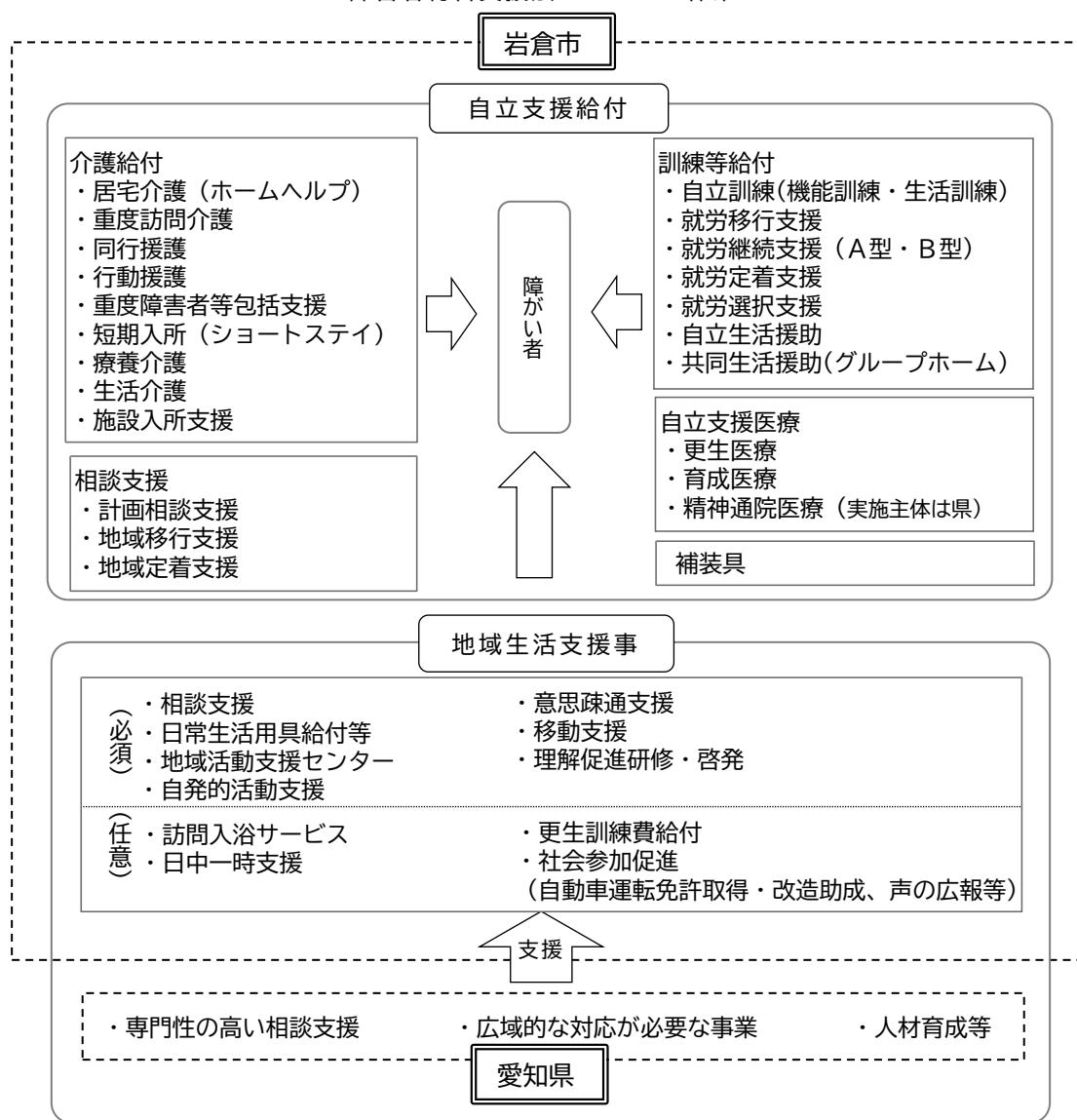
■岩倉市の目標設定

項目	計画値		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援プログラム等			
受講者数（保護者）	3人	3人	3人
実施者数（支援者）【新設】	1人	1人	1人
ペアレントメンターの人数	1人	1人	1人
ピアサポートの活動への参加人数	1人	1人	1人

障害福祉サービスの見込量と確保策

障害者総合支援法によるサービスは、国や県の義務的経費が伴う個別給付としての「自立支援給付」と、市の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。自立支援給付の中の「介護給付」とは、「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」「短期入所」「療養介護」「生活介護」「施設入所支援」をいい、「訓練等給付」とは、「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」「就労移行支援」「就労継続支援（A型・B型）」「就労定着支援」「自立生活援助」「共同生活援助（グループホーム）」をいいます。「障害福祉サービス」とは、これらのサービスの総称です。

<障害者総合支援法のサービス体系>



||1 訪問系サービス

訪問系サービスの充実を図り、必要なサービスを提供します。訪問系サービスとは、次の5つのサービスをいいます。

- ① **居宅介護**：障がいのある人が居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事ならびに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を受けるサービスです。
- ② **重度訪問介護**：重度の肢体不自由・知的障がい・精神障がいのため常時介護を必要とする人が、居宅において長時間にわたる介護と移動中の介護を総合的に受けられるサービスです。
- ③ **同行援護**：視覚障がいにより、移動に著しい困難がある人の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ、食事の介護など必要な援助を行うサービスです。
- ④ **行動援護**：自己判断力が制限されている人（重度の知的障がいのある人又は重度の精神障がいのある人であって、危険回避ができない、自傷、異食、徘徊等の行動障がいに対する援護を必要とする人）が行動・外出する際の危険を回避するための援護をいいます。
- ⑤ **重度障害者等包括支援**：常時介護を要する障がいのある人であって、その介護の必要な程度が著しく高い人に対し、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。

(1) 第6期計画と実績

第6期計画における訪問系サービスの見込みと実績をみると、居宅介護及び行動援護の利用時間が見込みを上回っています。重度訪問介護は、ほぼ見込みどおりでした。同行援護は、利用時間が見込みを大きく下回りました。なお、重度障害等包括支援は2022（令和4）年度までは利用実績がありません。

訪問系サービスの計画と実績

区分		2021（令和3）年度			2022（令和4）年度			2023 (令和5) 年度 計画
		計画	実績	対計画比 (%)	計画	実績	対計画比 (%)	
居宅介護	人／月	70	65	92.9	72	66	91.7	74
	時間／月	882	1,197	135.7	907	1,128	124.4	932
重度訪問介護	人／月	2	2	100.0	2	2	100.0	2
	時間／月	618	634	102.6	618	640	103.6	618
同行援護	人／月	6	2	33.3	7	2	28.6	8
	時間／月	237	98	41.4	277	97	35.0	316
行動援護	人／月	3	3	100.0	4	4	100.0	5
	時間／月	9	37	411.1	12	60	500.0	15
重度障害者 等包括支援	人／月							1
	時間／月							600

注) 実績は、1か月あたりの平均値

(2) サービス量の見込み等

訪問系サービスの量の見込みは、2021（令和3）年度から2022（令和4）年度の利用実績を参考に次のとおりとしました。

なお、重度障害者等包括支援については、サービスの利用実績はありませんが、介護者の高齢化などを考慮し、最終年度に1人分見込みました。

訪問系サービスの見込量

区分		2024 (令和6) 年度	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度
居宅介護	人／月	76	81	87
	時間／月	1,247	1,329	1,427
重度訪問介護	人／月	2	2	3
	時間／月	706	706	1,059
同行援護	人／月	4	4	4
	時間／月	169	169	169
行動援護	人／月	6	7	8
	時間／月	82	96	110
重度障害者等包括支援	人／月	0	0	1
	時間／月	0	0	600

(3) サービス量の確保策

今後、障がいのある人の地域移行が進むことや高齢化・核家族化の進展等により、訪問系サービスのニーズは高まると予測されます。利用者のニーズを的確に把握し、近隣の提供事業者との連携や支援・提供体制の充実を図ります。

また、居宅介護、行動援護では、今後のサービス需要の増大にあわせ、事業所との連携や人材確保に向けた助言・指導を行うなど相談支援体制や必要なサービス量の確保に努めます。

なお、障がい特性を理解した人材を確保するため、各種研修等に関する情報提供を図るとともに、市内における潜在的な人材の発掘・育成に努めます。

||2 日中活動系サービス

利用者のニーズに応じて、日中活動系サービスの確保とサービスの向上に努めます。日中活動系サービスとは、次の9つのサービスをいいます。

- ① **生活介護**：常時介護を要する障害支援区分が一定以上の障がいのある人が、主として昼間において、障害者支援施設やデイサービスセンターで、入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等を受ける事業です。通所者と施設入所者の多くが日中活動として利用しています。
- ② **自立訓練（機能訓練）**：病院を退院し、身体的リハビリテーションの継続や社会的リハビリテーションの実施が必要な障がいのある人や、特別支援学校を卒業し、社会的リハビリテーションの実施が必要な障がいのある人が、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持・回復等のための訓練を受ける事業です。
- ③ **自立訓練（生活訓練）**：病院や施設を退院・退所した人や、特別支援学校を卒業した人等のうち、社会的リハビリテーションの実施が必要な障がいのある人が、地域生活を営む上で必要な生活能力の維持・向上等のための訓練を受ける事業です。
- ④ **就労移行支援**：就労を希望する障がいのある人に、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識と能力の向上のために必要な訓練等を行う事業です。就労移行支援利用期間は一般型が2年間、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格取得を目的とする場合は3年間又は5年間とされています。
- ⑤ **就労継続支援（A型）**：通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、雇用契約等に基づき就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業です。
- ⑥ **就労継続支援（B型）**：通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業です。
- ⑦ **就労定着支援**：就労移行支援等を利用して一般就労へ移行した人で、就労に伴う環境の変化により生活面に課題が生じている人を対象に、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向

- ⑧ **就労選択支援**：就労アセスメントの手法を活用して整理した就労能力や適性、配慮事項等に応じて障がいのある人本人が雇用や福祉、医療等の関係機関と連携しつつ、一般就労や就労継続支援A型、B型等の就労系障害福祉サービスの事業所の利用の選択を支援します。
- ⑨ **療養介護**：医療を要する障がいのある人であって常時介護を要する人が、主として昼間において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の支援を医療機関併設の施設で受ける事業です。
- ⑩ **短期入所**：居宅において介護を行う人の疾病その他の理由により、施設への短期間の入所を必要とする障がいのある人が、入浴、排せつ及び食事の介護等を受ける事業です。障害者支援施設等で実施する福祉型と、医療機関等で実施する医療型があります。

(1) 第6期計画と実績

第6期計画における日中活動系サービスの見込みと実績をみると、就労継続支援A型と就労継続支援B型の利用者数及び利用時間（日数）が見込みを上回っています。就労系のサービスでは、概ね計画どおりとなっており、障がいのある人の活動の場が確保されつつあります。

日中活動系サービスの計画と実績

区分		2021（令和3）年度			2022（令和4）年度			2023（令和5）年度
		計画	実績	対計画比（%）	計画	実績	対計画比（%）	計画
生活介護	人／月	99	99	100.0	101	99	98.0	103
	人日／月	1,922	1,911	99.4	1,961	1,863	95.0	2,000
自立訓練 (機能訓練)	人／月	1	0	0.0	1	0	0.0	2
	人日／月	6	0	0.0	6	0	0.0	12
自立訓練 (生活訓練)	人／月	5	1	20.0	6	3	50.0	7
	人日／月	72	7	9.7	86	16	18.6	101
就労移行支援	人／月	8	10	125.0	9	8	88.9	10
	人日／月	130	147	113.1	146	123	84.2	163
就労継続支援A型	人／月	42	48	114.3	44	53	120.5	46
	人日／月	831	930	111.9	871	1,038	119.2	910
就労継続支援B型	人／月	62	66	106.5	64	73	114.1	66
	人日／月	926	968	104.5	956	1,132	118.4	986
就労定着支援	人／月	4	5	125.0	5	4	80.0	5
療養介護	人／月	2	1	50.0	2	1	50.0	2
	人日／月	60	30	50.0	60	30	50.0	60
短期入所 (福祉型)	人／月	13	8	61.5	14	10	71.4	15
	人日／月	53	32	60.4	57	41	71.9	61
短期入所 (医療型)	人／月	1	4	400.0	1	1	100.0	2
	人日／月	7	14	200.0	7	7	100.0	14

注) 実績は、1か月あたりの平均値

(2) サービス量の見込み等

日中活動系サービスの量の見込みは、2021（令和3）年度から2024（令和4）年度の利用実績を参考に次のとおりとしました。

日中活動系サービスの見込量

区分		2024 (令和6) 年度	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度
生活介護	人／月	102	104	105
	人日／月	1,967	2,005	2,025
自立訓練（機能訓練）	人／月	1	1	1
	人日／月	6	6	6
自立訓練（生活訓練）	人／月	3	4	4
	人日／月	30	39	39
就労移行支援	人／月	11	14	16
	人日／月	164	208	238
就労継続支援A型	人／月	67	75	85
	人日／月	1,310	1,467	1,662
就労継続支援B型	人／月	86	93	101
	人日／月	1,277	1,381	1,500
就労定着支援	人／月	7	10	13
就労選択支援	人／月	5	6	7
療養介護	人／月	1	1	1
	人日／月	30	30	30
短期入所（福祉型）	人／月	14	15	16
	人日／月	56	60	64
短期入所（医療型）	人／月	1	1	1
	人日／月	7	7	7

(3) サービス量の確保策

今後もサービス利用者数の増加が見込まれるため、サービス需要の増大についての情報提供に努め、社会福祉法人等の従来の事業の担い手だけにとどまらず、より幅広く多くのサービス提供事業者と連携して利用の支援を図ります。また、利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者の運営の適正化を図ります。

就労移行支援、就労継続支援A・B型については、特別支援学校をはじめ教育関係者、サービス提供事業所、市で情報を共有し、特別支援学校卒業者の将来における地域での自立を前提に、当該事業が効果的に提供できるよう支援していきます。

なお、障がい特性を理解した従業者を確保するため、各種研修等に関する情報提供を図るとともに、市内における潜在的な人材の発掘に努めます。

3 居住系サービス

地域における障がいのある人の居住の場の整備を進めるとともに、自立訓練事業等の推進等により、福祉施設の入所または病院の入院から地域生活への移行を促進します。

- ① **自立生活援助**：障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへ移行した障がいのある人等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がいのある人の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行う事業です。
- ② **共同生活援助（グループホーム）**：障がいのある人が共同生活を行う住宅です。平日の日中は、日中活動の事業を利用します。
- ③ **施設入所支援**：施設に入所する障がいのある人が、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護等を受ける事業です。平日の日中は、日中活動の事業を利用します。

(1) 第6期計画と実績

第6期計画における居住系サービスの見込みと実績をみると、共同生活援助（グループホーム）の利用者数が見込みを上回っています。

居住系サービスの計画と実績

区分	2021（令和3）年度			2022（令和4）年度			2023（令和5）年度	
	計画	実績	対計画比（%）	計画	実績	対計画比（%）	計画	
自立生活援助	人／月	0	0	-	1	0	-	1
共同生活援助	人／月	38	45	118.4	39	51	130.8	41
施設入所支援	人／月	18	18	100.0	18	16	88.9	17

注) 実績は、1か月あたりの平均値

(2) サービス量の見込み等

居住系サービスの量の見込みは、2021（令和3）年度から2023（令和5）年度の利用実績を参考に次のとおりとしました。

施設入所支援については、国の基本方針と本市の利用者の実情を勘案し、2026（令和8）年度末時点の利用者数を14人としました。また、自立生活援助については、サービスの利用実績はありませんが、地域移行の促進に必要なサービスであること等を考慮し見込みました。

居住系サービスの見込量

区分		2024 (令和6) 年度	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度
自立生活援助	人／月	1	1	1
うち精神障がいのある人	人／月	1	1	1
共同生活援助	人／月	67	77	88
うち精神障がいのある人	人／月	9	11	13
施設入所支援	人／月	15	15	14

(3) サービス量の確保策

障がい者のニーズの把握に努め、必要なサービスを提供できるよう、居住系サービス利用の支援体制の整備を図ります。

共同生活援助については、市内には、4か所の事業所により7ユニット63人分が整備されています。今後の整備については、利用者のニーズを把握しながら、障がいのある方に対する誤解・偏見が生じないよう、障がいに対する正しい理解や知識について、地域住民への周知・啓発を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援等の推進により、入所等から地域生活への移行を進めます。

4 相談支援

相談支援には、計画相談支援、地域移行支援及び地域定着支援があります。

- ① **計画相談支援**：障がいのある人の心身の状況、置かれている環境、サービス利用意向等を勘案してサービス等利用計画案を作成します。また、支給決定を受けた障がいのある人が継続して障害福祉サービスや地域相談支援を適切に利用できるよう、サービス等利用計画の見直しを行います。
- ② **地域移行支援**：障害者支援施設の入所者、精神科病院入院者等に、住宅の確保、その他地域生活への移行のための活動に関する相談等を行います。
- ③ **地域定着支援**：ひとり暮らしの障がいのある人等と常時の連絡体制を確保し、緊急事態の相談等を行います。

(1) 第6期計画と実績

第6期計画における相談支援の見込みと実績をみると、計画相談支援の利用者数は2021（令和3）年度、2022（令和4）年度ともにほぼ見込みどおりとなっています。

図表 30 相談支援の計画と実績

区分	2021（令和3）年度			2022（令和4）年度			2023（令和5）年度
	計画	実績	対計画比（%）	計画	実績	対計画比（%）	計画
計画相談支援	人／月	58	62	106.9	60	64	106.7
地域移行支援	人／月	1	1	100.0	1	1	100.0
地域定着支援	人／月	1	1	100.0	1	0	0.0

注) 実績は、1か月あたりの平均値

(2) サービス量の見込み等

計画相談支援については、2021（令和3）年度から2024（令和4）年度の利用実績を参考にするとともに、利用者が拡大することを想定し見込みました。

地域移行支援及び地域定着支援については、入所・入院者の地域生活への移行等を勘案して設定しました。

相談支援の見込み

区分		2024 (令和6) 年度	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度
計画相談支援	人／月	81	91	103
地域移行支援	人／月	1	1	1
うち精神障がいのある人	人／月	1	1	1
地域定着支援	人／月	1	1	1
うち精神障がいのある人	人／月	1	1	1

(3) サービス量の確保策

支援を必要とする利用者に、サービス利用の調整・モニタリング等の支援が提供されるよう相談支援体制の充実を図ります。

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関である基幹相談支援センターが、地域の相談支援事業所などに対する専門的な指導・助言、情報収集、人材育成などを行い、地域における相談支援機能の強化を図ります。

||5 自立支援医療

障害者総合支援法に基づき、障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を公費により負担しています。

- ① 育成医療：18歳未満の児童が、障がいの軽減や機能の維持のために手術等を行う場合に、その医療費を助成します。
- ② 更生医療：18歳以上の身体障がいのある人が、障がいの軽減や機能の維持のために手術等を行う場合に、その医療費を助成します。
- ③ 精神通院医療：精神障がいのある人が通院によって精神疾患の医療を受ける場合に、その医療費を助成します。

(1) 実績

第6期計画における自立支援医療の実績は、次のとおりです。なお、精神通院医療は県が実施主体です。

自立支援医療の実績

区分		2021（令和3）年度	2022（令和4）年度
育成医療	肢体不自由	1	1
	音声・言語・そしゃく機能障がい	0	0
	視覚障がい	0	0
	内部障がい	0	0
	計	1	1
更生医療	肢体不自由	0	0
	内部障がい	68	81
	免疫機能障がい	7	7
	計	75	88
精神通院医療		744	

(2) 第7期の展開

心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療について、障がいのある人が安心して受けられるよう、医療費の助成を行います。

Ⅵ 補装具の購入費・修理費の一部給付

身体障がいのある人の身体機能を補完・代替するための用具（車いす・義肢・補聴器など）の購入費・修理費の一部を給付しています。

(1) 実績

第6期計画における補装具の給付等の実績は、次のとおりです。

補装具給付等の実績

単位：件

区分	2021（令和3）年度		2022（令和4）年度	
	購入実績	修理実績	購入実績	修理実績
義足・義眼	2	2	0	1
装具	11	1	14	2
座位保持装置	4	1	2	1
視覚障がい者 安全つえ	2	1	3	0
補聴器・眼鏡	10	2	11	3
車いす（電動車含む）	1	1	3	10
歩行補助つえ	0	0	4	0
歩行器	1	0	4	0
計	31	8	41	17

注）実績のない補装具は除く。

(2) 第7期の展開

身体障がいのある人の身体機能を補完・代替する補装具の購入または修理に要した費用の一部について支給します。

第5章

地域生活支援事業の見込量と確保策



地域生活支援事業は、障がいのある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性やサービスを利用する人の状況に応じた柔軟な形態による事業を効果的・効率的に実施することを目的としています。

地域生活支援事業には、必ず実施しなければならない必須事業と、市の判断で実施することができる任意事業があります。

1 必須事業

(1) 相談支援事業

障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供・助言、障害福祉サービスの利用支援、権利擁護のために必要な援助などを行う事業です。

① 障がい者相談支援事業

当事者及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供・助言、障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、制度・サービスの周知活動、障がいのある人の権利擁護のための情報提供・利用促進等の援助を行います。

<第6期計画と実績>

相談支援事業の計画と実績

区分	2021（令和3）年度			2022（令和4）年度			2023（令和5）年度
	計画	実績	対計画比（%）	計画	実績	対計画比（%）	計画
相談支援事業 か所	3	3	100	3	3	100	3

<サービス量の見込み等>

相談支援事業の見込量量

区分	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度
相談支援事業	か所	3	3

<サービス量の見込み等>

障がいのある人が安心して地域で生活できるよう、相談支援事業者の参入を促進します。また、判断能力に不安のある人が、地域で安心して自立した生活が送れるよう、尾張北部権利擁護支援センターとの連携を密にして、本市における総合的な相談業務及び権利擁護に関する支援を実施し、包括的かつ予防的な相談支援体制の充実を図ります。

② 基幹相談支援センター等機能強化事業

総合的な相談業務を行う基幹相談支援センターに専門職の相談員を4人配置し、相談支援を必要とする困難ケースへの対応、相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言など、相談支援事業が適正・円滑に実施されるよう、地域の相談機能の強化を図ります。

③ 地域自立支援協議会

地域の実情に応じ、中立・公平な立場で適切な相談支援が実施できる体制の充実を図るとともに、相談支援事業を効果的に実施するため、事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者からなる地域自立支援協議会を活用し、相談支援事業、各種サービスを総合的に調整・推進します。

④ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が必要と認められる障がいのある人に対し、成年後見制度の申立てに要する経費、後見人等の報酬を助成する成年後見制度利用支援事業を実施します。障がいのある人が安心して地域生活を送ることができるよう、中核機関である尾張北部権利擁護支援センターとの連携を図りながら、事業の普及に努めます。

<第6期計画と実績>

成年後見制度利用支援事業の計画と実績量

区分	2021(令和3)年度			2022(令和4)年度			2023(令和5)年度
	計画	実績	対計画比(%)	計画	実績	対計画比(%)	計画
成年後見制度利用支援事業	件	3	2	66.7	4	2	50.0
							5

<サービス量の見込み等>

世帯状況の変化により、対象者が増加することを想定し見込みました。

成年後見制度利用支援事業の見込量

区分	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度
成年後見制度利用支援事業	件	3	4
			5

<サービス量の確保策>

障がいのある人が安心して地域で生活できるよう、事業の普及に努めます。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

尾張北部権利擁護支援センターとの連携のもと、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備します。

⑥ 住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているものの、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を行う住宅入居等支援事業の実施を検討します。

(2) 意思疎通支援事業

聴覚、言語・音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障のある人が、他の人のとの意思疎通を円滑にできるよう、手話通訳者・要約筆記者の派遣を行う事業です。また、市の相談窓口に手話通訳者を設置するとともに、手話奉仕員養成のための研修・講座を開催しています。

<第6期計画と実績>

意思疎通支援事業の計画と実績

区分		2021（令和3）年度			2022（令和4）年度			2023（令和5）年度
		計画	実績	対計画比（%）	計画	実績	対計画比（%）	計画
手話通訳者派遣事業（実利用者数）	人	5	4	80.0	6	5	83.3	7
要約筆記者派遣事業（実利用者数）	人	5	1	20.0	6	2	33.3	7
手話通訳者設置事業（実設置者数）	人	1	1	100	1	1	100	1
手話奉仕員養成研修事業（修了者数）	人	5	0	-	5	1	20.0	10

<サービス量の見込み等>

意思疎通支援事業の量の見込みは、2021（令和3）年度から2023（令和5）年度の利用実績を参考に次のとおりとしました。

意思疎通支援事業の見込量

区分		2024（令和6）年度	2025（令和7）年度	2026（令和8）年度
手話通訳者派遣事業（実利用者数）	人	7	8	9
要約筆記者派遣事業（実利用者数）	人	3	4	5
手話通訳者設置事業（実設置者数）	人	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業（修了者数）	人	3	3	3

<サービス量の見込み等>

意思疎通に支援を必要とする人が安心して日常生活を送ることができるよう手話通訳者・要約筆記者の養成・派遣を行い、事業の周知に努めます。

(3) 日常生活用具給付等事業

障がいのある人の日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与を行う事業です。

<第6期計画と実績>

日常生活用具給付等事業の計画と実績

区分	件	2021（令和3）年度			2022（令和4）年度			2023（令和5）年度
		計画	実績	対計画比（%）	計画	実績	対計画比（%）	計画
介護・訓練支援用具	件	3	0	—	3	1	33.3	3
自立生活支援用具	件	7	5	71.4	7	3	42.9	7
在宅療養等支援用	件	6	4	66.7	6	7	116.7	6
情報・意思疎通支援用具	件	6	4	66.7	6	2	33.3	6
排泄管理支援用具	件	1,020	1,034	101.4	1,040	1,063	102.2	1,060
居宅生活動作補助用具	件	—	0	—	—	0	—	—

<サービス量の見込み等>

日常生活用具給付等事業の量の見込みは、2021（令和3）年度から2022（令和4）年度の利用実績を参考に次のとおりとしました。

日常生活用具給付等事業の見込量

区分	件	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度	2026（令和8）年度
介護・訓練支援用具	件	3	3	3
自立生活支援用具	件	5	5	5
在宅療養等支援用具	件	7	7	7
情報・意思疎通支援用具	件	4	4	4
排泄管理支援用具	件	1,070	1,090	1,110
居宅生活動作補助用具	件	—	—	—

<サービス量の確保策>

障がいのある人が安定した日常生活を送ることができるよう、サービスを必要とする人への事業の周知及び利用に関する情報提供を行い、障がいの特性に合わせた適切な日常生活用具の給付に努めます。

(4) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する事業です。

<第6期計画と実績>

移動支援事業の計画と実績

区分		2021（令和3）年度			2022（令和4）年度			2023（令和5）年度
		計画	実績	対計画比（%）	計画	実績	対計画比（%）	計画
移動支援事業	人／月	35	20	57.1	36	18	50.0	37
	時間／月	280	131	46.8	288	156	83.0	296

<サービス量の見込み等>

移動支援事業の量の見込みは、2021（令和3）年度から2022（令和4）年度の利用実績を参考に次のとおりとしました。

移動支援事業の見込量

区分		2024（令和6）年度	2025（令和7）年度	2026（令和8）年度
移動支援事業	人／月	20	22	24
	時間／月	180	198	216

<サービス量の確保策>

利用者の状況やニーズに応じた柔軟な形態での実施等、移動支援の充実を図ります。

(5) 地域活動支援センター事業

障がいのある人の地域における自立生活と社会参加を促進するため、地域活動支援センターへの通所により、創作的活動または生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等の支援する事業です。

<第6期計画と実績>

地域活動支援センター事業の計画と実績

区分	2021（令和3）年度			2022（令和4）年度			2023（令和5）年度
	計画	実績	対計画比（%）	計画	実績	対計画比（%）	計画
地域活動支援センター事業	人／月	7	4	57.1	7	4	57.1
	か所	7	5	71.4	7	5	71.4

<サービス量の見込み等>

地域活動支援センター事業の量の見込みは、2021（令和3）年度から2022（令和4）年度の利用実績を参考に次のとおりとしました。

地域活動支援センター事業の見込量

区分	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度	2026（令和8）年度
地域活動支援センター事業	人／月	5	5
	か所	5	5

<サービス量の確保策>

創作的活動や生産活動を行いながら、地域との交流の場としての充実を目指し、利用者のニーズに応じた内容のサービスが提供できる体制を整えるとともに、サービス量の確保と質の向上に努めます。

(6) 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、イベント等をはじめとする障がいのある人の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを行う事業です。

広報や公式ホームページを通じた関連情報の提供、講演会の実施等を通じて、障がいを理由とする差別の解消を推進し、誰もがお互いに人格と個性を尊重し、支え合う社会の実現をめざします。

(7) 自発的活動支援事業

障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援する事業です。

交流会などの活動場所の提供や情報提供を通じ、障がいのある人が自発的に行う活動に対する支援をします。

2 任意事業

任意事業として、次の事業を実施します。

- ① **訪問入浴サービス事業**：居宅において入浴することができない重度身体障がいのある人の家庭へ訪問入浴車を派遣し、入浴サービスを行います。
- ② **更生訓練費給付事業**：就労移行支援や自立訓練をしている人のうち、低所得などで利用者負担が生じない人に対して訓練費を支給します。
- ③ **日中一時支援事業**：障がいのある人及び子どもの日中における活動の場を確保します。また、障がいのある人の家族の就労支援、障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に実施します。
- ④ **社会参加促進事業（自動車運転免許取得・改造助成事業）**：身体障がいのある人が、就労等に伴い、普通自動車運転免許を取得したり、自動車を改造する場合に要する経費の一部を助成する事業を実施します。
- ⑤ **社会参加促進事業（声の広報等発行事業）**：文字による情報入手が困難な障がいのある人のために、音声訳その他わかりやすい方法により、広報等を定期的に提供します。

(1) 第6期計画と実績

第6期計画における任意事業の見込みと実績をみると、ほぼ計画の範囲内でサービスを提供しています。

<任意事業の計画と実績>

区分		2021（令和3）年度			2022（令和4）年度			2023（令和5）年度
		計画	実績	対計画比（%）	計画	実績	対計画比（%）	
訪問入浴サービス事業	人／月	2	2	100.0	2	2	100.0	2
更生訓練費給付事業	人／月	7	8	114.2	8	7	87.5	9
日中一時支援事業	人／月	30	25	83.3	32	25	78.1	34
	か所	33	32	97.0	33	32	97.0	33
自動車運転免許取得	人／年	1	0	0.0	1	1	100.0	1
自動車改造助成費事業	人／年	2	1	50.0	2	3	150.0	2
声の広報等発行事業	人／月	6	6	100.0	6	6	100.0	6

(2) サービス量の見込み等

任意事業の量の見込みは、2021（令和3）年度から2022（令和4）年度の利用実績を参考に次のとおりとしました。

任意事業の見込量

区分		2024（令和6）年度	2025（令和7）年度	2026（令和8）年度
訪問入浴サービス事業	人／月	2	2	2
更生訓練費給付事業	人／月	8	9	10
日中一時支援事業	人／月	30	32	34
	か所	32	32	32
自動車運転免許取得	人／年	1	1	1
自動車改造助成費事業	人／年	2	2	2
声の広報発行事業	回	12	12	12

(3) サービス量の確保策

自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の実情等を勘案し、サービスを必要とする人への配慮を行いながらサービス利用の支援を図ります。また、必要とする人が利用できるよう、事業の周知と利用の促進を図ります。

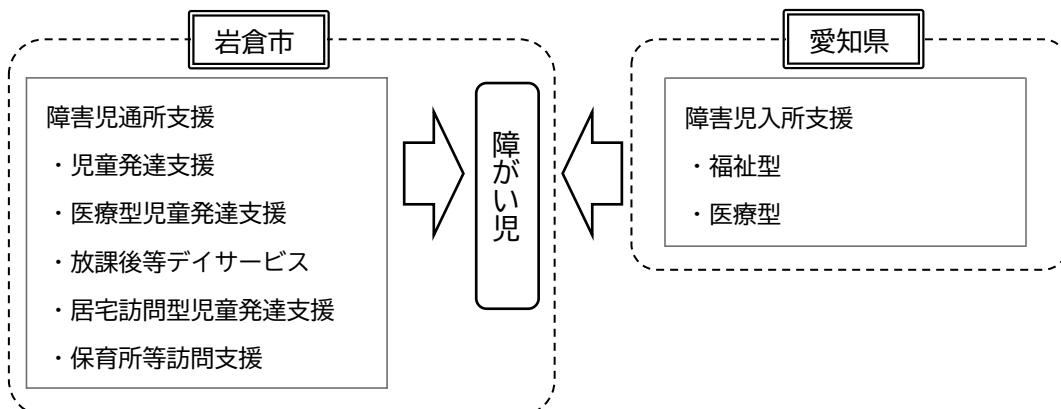


障がい児に対するサービスの見込量と確保策

児童福祉法等の改正により、2012（平成24）年度以前の知的障害児施設、知的障害児通園施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設等の障がい種別に分かれていた施設体系が、通所による支援は「障害児通所支援（児童発達支援等）」、入所による支援は「障害児入所支援（障害児入所施設）」に一元化されるとともに、18歳以上の障害児施設利用者は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスにより対応することとなりました。

また、2016（平成28）年の児童福祉法の改正により重度の障がい児を対象とした「居宅訪問型児童発達支援」が創設されました。

<児童福祉法に基づく障がい児サービス体系>



1 障害児通所支援

- ① 児童発達支援：集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる就学前の子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練などを行います。
- ② 放課後等デイサービス：学校通学中の障がいのある児童生徒に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。
- ③ 保育所等訪問支援：保育園等を利用している障がいのある子どもや今後利用予定のある障がいのある子どもが、保育園等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び当該施設のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導を行います。
- ④ 医療型児童発達支援：就学前の子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体の状況により、治療を行います。
- ⑤ 居宅訪問型児童発達支援：重度の障がい等の状態にある子どもであって、障害児通所支援を利用するため外出することが著しく困難な子どもに発達支援が提供できるよう、障がいのある子どもの居宅を訪問して発達支援を行う事業です。

(1) 第6期計画と実績

第6期計画における障害児通所支援の見込みと実績をみると、放課後等デイサービスは見込みを上回っています。

障害児通所支援の計画と実績

区分		2021（令和3）年度			2022（令和4）年度			2023（令和5）年度
		計画	実績	対計画比（%）	計画	実績	対計画比（%）	計画
児童発達支援	人／月	35	25	71.4	36	34	94.4	37
	人日／月	280	200	71.4	288	250	86.8	296
放課後等デイサービス	人／月	80	83	103.8	80	95	118.8	90
	人日／月	800	933	116.6	850	1,032	121.4	900
保育所等訪問支援	人／月	0	2	-	1	1	100.0	1
	人日／月	0	3	-	1	2	200.0	1
医療型児童発達支援	人／月	2	1	50.0	2	1	50.0	3
	人日／月	20	2	10.0	20	4	20.0	30
居宅訪問型児童発達支援	人／月	0	0	-	0	0	-	1
	人日／月	0	0	-	0	0	-	8

注) 実績は、1か月あたりの平均値

(2) サービス量の見込み等

障害児通所支援の量の見込みは、2021（令和3）年度から2023（令和5）年度の利用実績を参考に次のとおりとしました。

障害児通所支援の見込量

区分		2024（令和6）年度	2025（令和7）年度	2026（令和8）年度
児童発達支援	人／月	34	35	36
	人日／月	250	257	265
放課後等デイサービス	人／月	105	110	115
	人日／月	1,155	1,210	1,265
保育所等訪問支援	人／月	1	1	1
	人日／月	2	2	2
医療型児童発達支援	人／月	1	1	1
	人日／月	4	4	4
居宅訪問型児童発達支援	人／月	0	1	1
	人日／月	0	8	8

(3) サービス量の確保策

利用者のニーズに応じ、各事業に取り組む事業所の参入の促進に努めます。

2 障害児相談支援

障がいのある子どもが障害福祉サービス等を利用する際に、障害児支援計画の作成及び支給決定後の見直し（モニタリング）を行います。

(1) 第6期計画と実績

第5期計画における障害児相談支援の見込みと実績をみると、利用者数はほぼ見込みどおりです。

障害児相談支援の計画と実績

区分		2018（平成30）年度			2019（令和元）年度			2020 （令和2） 年度
		計画	実績	対計画比 (%)	計画	実績	対計画比 (%)	計画
障害児相談支援	人／月	25	24	96.0	27	28	103.7	29

注) 実績は、1か月あたりの平均値

(2) サービス量の見込み等

利用希望者が順次拡大することを想定し、見込みました。

障害児相談支援の見込量

区分		2024（令和6） 年度	2025（令和7） 年度	2026（令和8） 年度
障害児相談支援	人／月	30	32	34

(3) サービス量の確保策

障害児支援計画の作成とモニタリングを適切に実施していくことができるよう、相談支援体制の充実を図ります。

3 子ども・子育て支援

障がいのある子どもが、子ども・子育て支援事業の利用を希望する場合に、できる限り希望に沿った提供ができるよう、保育園・認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における受け入れ体制を整備します。

(1) 保育園等

2023（令和5）年度現在、市立保育園が7園、私立保育園が1園、小規模保育事業所が2園、認定こども園が3園あります。障がいのある子どもについては、2022（令和4）年度は33人を受け入れました。

<サービス量の見込み等>

図表53 保育園等における障がいのある子どもの受け入れ

区分	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度	2026（令和8）年度
保育園等	人 40	40	40

<サービス量の確保策>

障がいのある子どもの入園希望に対応するため、保育園での受け入れを進めるとともに、認定こども園等での受け入れを働きかけます。

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

2023（令和5）年度現在、市内の放課後児童クラブは6か所あります。障がいのある子どもについては、2022（令和4）年度は28人の利用がありました。

<サービス量の見込み等>

図表54 放課後児童クラブにおける障がいのある子どもの受け入れ

区分	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度	2026（令和8）年度
放課後児童クラブ	人 35	35	35

<サービス量の確保策>

放課後児童クラブにおいて、様々なニーズに対応できるよう、支援員の配置など障がいのある子どもの受け入れ体制を整えていきます。



計画の推進

|| 1 地域共生社会をめざして

(1) 理解の促進

障がいのある人を取り巻く地域の課題は、当事者や、その家族の努力や行政の支援だけで解決できるものではありません。障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域住民によるさまざま支援が必要であり、市民一人ひとりが本計画の推進役となる必要があります。

そこで、市民の障がいに対する理解を深めるため、本計画の内容の周知を図り、障がいの有無にかかわらずお互いが支えあうことができる地域共生社会をめざします。

(2) 障がいを理由とする差別の解消

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」といいます。)では、行政機関や民間事業者等による障がいを理由とする差別の禁止を定めています。これには、利用しにくい物理的障壁、利用しにくい制度などの社会的障壁、障がいのある人の存在を意識していない慣習、文化、障がいのある人への偏見などが含まれています。

市においては、職員に障害者差別解消法の趣旨を徹底的に理解させるとともに、事業者をはじめすべての市民にこの法律の目的が浸透するよう広報活動に努めます。

(3) 共生型サービスの推進

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、2018(平成30)年度から介護保険と障害福祉サービスの両制度に共生型サービスが設けられ、障害福祉サービス事業所等であれば、介護保険事業所の指定も受けやすくするなど、障がい者・高齢者を柔軟に受け入れられる仕組みが導入されました。障がい者が65歳以上になっても、使い慣れた事業所におい

てサービスを利用しやすくするという観点から、今後、長寿介護課と連携して、市内事業所における共生型サービスの普及を進めます。

||2 計画の推進体制

(1) 市民と行政の協働による推進

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域住民やボランティアによるさまざまな支援が必要不可欠です。

そこで、計画の推進にあたっては、多くの市民の協力が得られるよう働きかけ、当事者団体、医師会、歯科医師会、社会福協会、民生委員児童委員協議会等開連組織の連携を強化し、市民と行政の協働による施策の展開をめざします。

(2) 庁内の推進体制

本計画は、福祉の分野に限らず、保健、教育、就労など幅広い分野にまたがった計画であるため、岩倉市健康福祉部福祉課が中心となり、庁内関係部署が相互に連携して施策を推進します。

また、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、市としては、障がい者就労施設から優先的に物品を購入し、又は役務の提供を受けるよう努め、障がいのある人の自立を支援していきます。

(3) 県及び広域的な連携

広域的に取り組む必要のある事項については、県及び尾張北部圏域（障害保健福祉圏域）内の市町と連携して推進します。

(4) 人材の確保と育成

福祉サービス等に携わる人材の育成や確保については、事業所はもとより、地域全体で取り組まなければならない課題です。福祉サービスの質の維持向上を図るために市内でサービスを提供している事業者との連携を強化し、情報共有を行うとともに、意見交換をしながら人材の確保に関する取組を推進します。

(5) 災害・感染症対策に係る体制整備

近年の災害の発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、「備え」をすることが求められています。そのため、サービス事業所等と連携のもと、非常時を想定した訓練の実施、防災や感染拡大防止策の啓発活動など平時からの事前準備を進めます。

(6) 情報提供の充実

障がいのある人が、自らの意思で障害福祉サービスを選択し、利用しながら、地域において自立した生活を送ることができるよう、市広報や市ホームページなどを通じて分かりやすく各種サービスや制度に関する情報提供を図ります。

||3 計画の進捗管理

障害福祉サービス等が、障がいのある人のニーズに応じて的確に提供されているか、また、目標として掲げた地域生活への移行や一般就労への移行が進んでいるかなど、達成状況を点検、評価し、次年度以降の施策・事業の実施に反映していきます。計画の進捗管理については、岩倉市障害者計画推進委員会及び岩倉市地域自立支援協議会を通じて行います。

計画の進捗管理（P D C A サイクル）

